

関係各位

(一社) 鳥取県バスケットボール協会
会 長 藤 縄 喜 和
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の対応について (ご連絡)

平素より本県バスケットボール協会の活動につきましては、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2回目の緊急事態宣言解除後、都市部を中心に感染者数が増加傾向にあり、「まん延防止等重点措置」対象地域が増えてきています。このことを受けまして、各チームの活動（特に県外への遠征や県外チームの招聘）について、下記のとおり、対応いただきますようお願い申し上げます。既に活動等を予定されていました関係者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、対応ほどよろしくようお願い申し上げます。

記

各チームの活動

- ① 学校部活動などは、管轄する県・市町村の教育委員会または所属する学校等が定める新型コロナウイルス感染症のガイドライン等の指示に従うこと。
- ② その他のチームは、活動する市町村の教育委員会または学校等が定める新型コロナウイルス感染症のガイドライン等に従い、活動すること。(ガイドライン等の内容については、活動する市町村教育委員会または学校等へお問い合わせください。)

参考 教育委員会等のガイドライン (2021年4月16日現在)

鳥取県教育委員会 (一部抜粋)

○県外への遠征(合同練習、合宿、練習試合)及び県内への受入れ(合同練習、合宿、練習試合)を行う場合は、感染防止に万全の注意を払うこと。なお、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、自粛することとし、県が設定する「感染流行厳重警戒地域(V)」「感染流行警戒地域(IV)」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、極力控える。また、「感染注意地域(III)」「感染留意地域(II)」「感染散発地域(I)」への遠征及び対象地域からの県内への受入れについては、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。

鳥取市教育委員会 学校教育課 (一部抜粋)

(1)県外への遠征(合同練習、合宿、試合等)及び県外からの県内への受け入れについては、当面の間自粛すること。

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 (一部抜粋)

⑫県が示す「感染流行警戒地域(IV)」「感染流行厳重警戒地域(V)」及び「まん延防止等重点措置」実施区域からの団体及び選手の受け入れての活動は自粛すること

⑬県が示す「感染流行警戒地域(IV)」「感染流行厳重警戒地域(V)」及び「まん延防止等重点措置」実施区域への遠征(合同練習、合宿、練習試合)は自粛すること

以上

<本件についてのお問合せ>

(一社) 鳥取県バスケットボール協会 事務局
事務局長 西垣 宏紀

Tel : 090-4890-6061

e-mail : tottori.basket@gmail.com